

任意継続組合員
資格喪失届・掛金還付請求書

共済組合決裁欄		
事務局次長	係長	係員

記号-番号	99 -	任意継続 組合員氏名	
-------	------	---------------	--

資格喪失理由（該当する番号に○をし、1・3の項目は年月日を記入してください。）

①	再就職	他の健康保険（協会けんぽ、健康保険組合、共済組合）に加入 資格取得年月日：令和 年 月 日 （添付書類）再就職先の被保険者証（健康保険証）の写し ※資格取得年月日は、新たに交付された証をご確認のうえ、ご記入ください。 ※大阪市等への再就職により、再び当共済組合の組合員になった場合を含みます。
②	希望喪失	国民健康保険に加入するとき、家族の被扶養者になるときなど 資格喪失日：資格喪失届が受理された日の属する月の翌月の初日 （添付書類）不要 ※当共済組合が受付をした日の翌月の初日（月途中の喪失はできません。） （例）3月18日受付 → 4月1日喪失
③	死亡	令和 年 月 日 死亡 （添付書類）組合員の死亡の事実を証明する書類（写し可）

掛金還付請求

前納した任意継続掛金のうち未経過期間に係る掛金がある場合は、次の必要事項を記入してください。

※不明な場合は空欄可、共済組合で記入します。	※共済組合使用欄
掛金還付請求金額 金 _____ 円 （ただし、令和 年 月分 から 令和 年 月分の掛金）	短期 円（ 月分） 介護 円（ 歳）

（該当する番号に○をし、2を選択された方は還付金振込先を記入してください。）

①	現在登録している給付金受取口座に振り込んでください。（相続人の請求の場合選択不可）		
②	次の口座に振り込んでください。		
還付金振込先	金融機関名	支店名	預金種別
	銀行 金庫 信組 農協 その他（ ）	本店 支店 その他（ ）	普通 当座
	金融機関コード 支店コード	口座番号	口座名義
	※共済組合使用欄	（右詰めで記入してください。）	（カタカナで記入してください）
※ゆうちょ銀行の口座へお振り込みを希望される場合、支店名は3桁の漢数字を、口座番号は振込専用の口座番号（7桁）をご記入ください。			
（添付書類）任意継続組合員であった者の相続人が請求するとき、任意継続組合員であった者の先順位の相続人であることを証明する書類（相続人が被扶養配偶者である場合は不要）			

地方公務員等共済組合法第144条の2第5項の規定に基づき、任意継続組合員の資格を喪失したいので、上記のとおり申し出ます。また、前納した任意継続掛金のうち未経過期間に係る掛金がある場合は、地方公務員等共済組合法施行令第49条第3項又は第49条の6第1項の規定に基づき、還付請求します。

住所 _____
令和 年 月 日
氏名 _____
任意継続組合員であった者との続柄（本人・ ） _____
大阪市職員共済組合理事長 あて 連絡先（電話番号） _____

※太枠内について記入してください。

- 任意継続組合員証（任意継続組合員被扶養者証、高齢受給者証、限度額適用認定証等）の返却について
喪失理由1・3の方は、この届出に添付し返却してください。
喪失理由2の方は、資格喪失後すみやかに返却してください。
- 希望喪失の方の「資格喪失証明書」については資格喪失日以降、当共済組合から発送します。

資格喪失年月日（ 年 月 日）入力	資格喪失証明書（要・不要）発行
組合員証等（本人・被扶・高齢・限度額・他）回収（ / ）	未回収
毎月・6ヵ月・12ヵ月（ / ）標準報酬月額（ ）	戻入 有・無

共済組合

届出についての注意事項

この届出書は、再就職や本人希望等で任意継続をやめる場合に、当共済組合に提出するものです。なお、組合員証等は破棄せず、当共済組合に返却してください。

記入方法について

○記号一番号 組合員証に記載されている番号を記入してください。

○任意継続組合員氏名 任意継続組合員氏名を記入してください。

○資格喪失理由

①再就職

再就職で健康保険等の資格を取得した場合は、①を選択してください。

- ・新たに発行された被保険者証等の資格取得年月日を記入してください。
- ・届出時の添付書類に、新しい被保険者証等の写しが必要ですので、届出は新しい被保険者証等の交付を受けた後に行ってください。

②希望喪失

組合員の希望により喪失したい場合（国民健康保険に加入するとき、家族の被扶養者になるときなど）は、②を選択してください。

③死亡

組合員本人が亡くなった場合は、③を選択してください。

- ・亡くなった日付を記入してください。
- ・届出時の添付書類に、死亡の事実を確認できる書類が必要です。
- ・埋葬料を請求する場合には、別途「埋葬料請求書」が必要です。その他、支払未済の短期給付金がある場合、別途「支払未済短期給付金請求書」を提出してください。

○掛金還付請求 資格喪失月以降の掛金を納付済みの場合はその過納分を還付します。

- ・掛金還付請求金額が不明な場合は、空欄で提出してください。
- ・現在登録している給付金受取口座に振り込みを希望する場合は①を選択してください。（相続人の請求の場合選択できません。）
- ・現在登録している給付金受取口座以外の口座に振り込みを希望する場合は②を選択し、口座内容を記入してください。
- ・任意継続組合員であった者の相続人が請求するときは、届出時の添付書類に任意継続組合員であった者の先順位の相続人であることを証明する書類が必要です。（相続人が被扶養配偶者である場合は不要です。）

○届出者欄について

- ・住所、氏名、電話番号を記入し、任意継続組合員であった者との続柄は本人に○印をしてください。
- ・組合員本人が亡くなった場合は、届出をする方の住所、氏名、電話番号を記入し、続柄を記入してください。